

奈良県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉岡 祥博	葛城市林堂二七九一
〃	池之側 一志	〃 一九五一二
〃	芳岡 君子	〃 三八六―三
〃	安川 倭子	〃 二七五
〃	木原 英治	〃 二七四
〃	安川 臣巳	〃 二六七
監事	木原 正隆	〃 二九一―三
〃	安川 誠	〃 一七九―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉岡 勝彦	葛城市林堂一九五―五
〃	池之側 一志	〃 一九五―二
〃	芳岡 君子	〃 三八六―三
〃	吉岡 正秀	〃 一五九―二
〃	木原 英治	〃 二七四
〃	山本 雅紀	〃 四〇一―三
監事	倉本 裕紀	〃 二六三
〃	安川 誠	〃 一七九―二